

(0 7) ボイラー監視員役務

役務件名	(0 7) ボイラー監視員役務	仕様書番号	1 6
種 別	表 紙	図面番号	1 / 6
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科	縮 尺	—

仕 様 書

1 役務件名

(07) ボイラー監視員役務

2 役務場所

栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3 役務概要

- (1) 炉筒煙管ボイラーの運転監視
- (2) ボイラー勤務要領に基づく点検・計器類計測等業務
- (3) その他ボイラー業務補助

4 派遣時間

原則予定時間651.00h(土日祝を除く。)

5 総 則

本役務は本仕様書による他、厚生労働省による「労働基準法」「労働安全衛生法」等の労働関係法令に基づき実施する。

6 派遣に関する要求及び内容

(1) 派遣の条件

ア 実施場所

宇都宮駐屯地内ボイラー室及びボイラー運転マニュアルに示すとおり。

イ 派遣人員及び期間・日数

2名・6月～9月・84日間

ウ 休日、就業時間、休憩時間等

(7) 休日(週休日)及び勤務日

(4) 令和7年度夏季期間休日(週休日)及び勤務実施予定表に示すとおり。

(2) 業務内容

ア ボイラー運転等業務

ボイラー運転等業務作業マニュアルに示すとおり。

イ 業務を遂行するために必要とされる能力、資質等

業務に従事する者は、下記の(7)及び(4)に示す資格、経験をすべて満たす者とする。

(7) 2級ボイラー技士以上の資格を有する者

(4) ボイラー運転等業務作業マニュアルと同等の経験を有する者

派遣者は労働派遣者が確定したら、上記該当の免状の写しを指揮命令者に提出するものとする。

7 指揮命令者及び指揮命令者の役割

(1) 指揮命令者

宇都宮駐屯地業務隊管理科 営繕班長

ただし、人事異動等による変更があった場合は、別途通知する。

(2) 指揮命令補助者

宇都宮駐屯地業務隊管理科 ボイラー係長

ただし、人事異動等による変更があった場合は、別途通知する。

(3) 指揮命令者の役割

就業場所において、派遣労働者に作業内容の細部に関する具体的な指示を行う。ただし、夏季休暇の業務については、夏季休暇前に就業場所において派遣労働者に作業内容の細部に関する具体的な指示を行うものとし、事故等の不足事態が発生した場合は、派遣労働者に対し適切な指示を行う。

8 派遣先責任者及び事務範囲

(1) 派遣先責任者

宇都宮駐屯地業務隊管理科 営繕班長

ただし、人事異動等による変更があった場合は、別途通知する。

(2) 派遣先責任者の事務範囲

ア 派遣労働者の安全及び衛生に関する派遣元事業主との連絡調整

イ 派遣先管理台帳の作成・保存に関すること。

ウ 派遣労働者からの苦情申立があった場合の処理

エ その他必要と認められるもの。

9 派遣元責任者の通知

派遣元は、契約締結後、速やかに派遣元責任者を契約担当官等へ通知するものとする。なお、通知内容については、会社名、役職、氏名及び連絡先とする。

10 安全・衛生及び健康管理

派遣先責任者は、派遣労働者の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。また、派遣元事業は、派遣労働者の健康管理に十分配慮しなければならない。

11 労働・社会保険の加入

派遣元事業者は、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については当該派遣労働者を労働・社会保険に加入させなければならない。

12 派遣労働者からの苦情処理

(1) 派遣先での苦情の申出を受ける者

派遣先責任者

(2) 苦情処理の方法、連携体制等

派遣労働者から苦情の申出を受けたときには、派遣元責任者へ通知するとともに密接な連携のもと、各々の当該責任者が中心となって、誠意をもって遅延なく該当苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとする。ただし、自らではその解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。

役務件名	(07) ボイラー監視員役務	図面番号	2/6
種 別	仕 様 書	縮 尺	—
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科	令和 7 年 3 月 1 2 日	

(3) 派遣元は契約締結後、苦情処理担当者を指定し氏名を契約担当官等へ通知するものとする。

13 秩序維持

派遣元は、派遣労働者が指揮命令に忠実に従い、派遣先の職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則等を遵守し、違反しないよう適切な教育・指導の措置を講じること。

- (1) 派遣元は、むやみに派遣労働者を交代してはならない。
- (2) 派遣労働者の病気、事故、長期にわたる年次休暇等の取得その他の理由により欠員が生じる場合は、派遣元は責任を持って交代要員を確保すること。

14 派遣労働者の交代

(1) 派遣先責任者は、以下のいずれかの事情が発生した場合は、その理由を示して、派遣労働者の交代を求められることができるものとする。

- ア 業務処理に必要な要件を著しく欠いている場合
- イ 指揮命令に従わない場合
- ウ 正当な理由なく作業を著しく遅延し、または、作業に着手しない場合
- エ 作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合。
- オ 職場の規律、秩序及び施設管理上の諸規則、守秘義務等に違反した場合

(2) 派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、派遣元は原則30日前までに派遣先責任者あてに通知するとともに、確実な事務引継を行い、以降の業務に支障が生じないように措置を講じること。なお、この場合の経費の負担は、派遣元が負うものとする。

ただし、派遣元は派遣労働者が急病等やむをえない事情により交代させる必要が生じた場合は、派遣先責任者の了解を得て交代させる事ができるものとする。

15 検査

検査は、指揮命令者等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

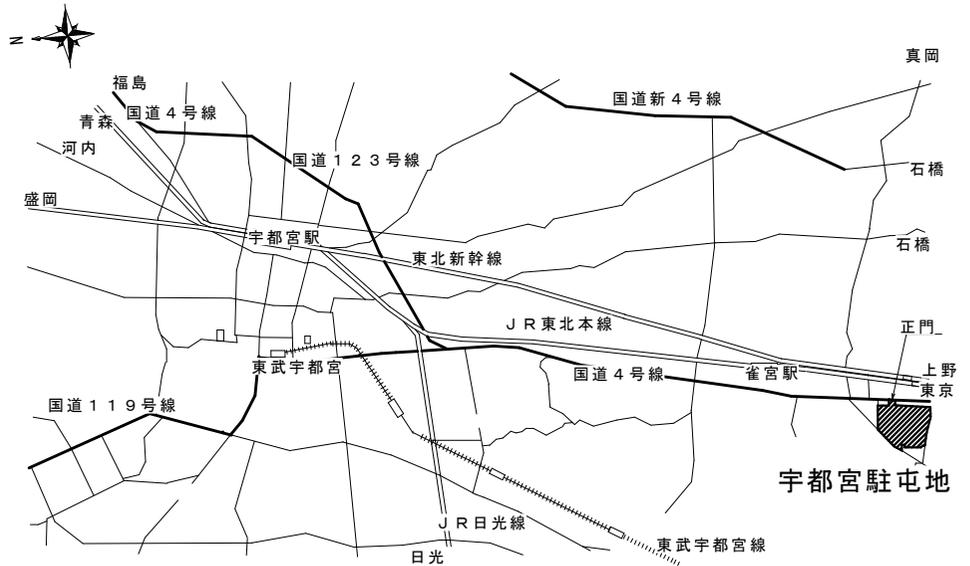
16 その他

- (1) 派遣先は、派遣元が行う派遣労働者に対する教育・研修に協力するものとする。
- (2) 日々、派遣労働者は労働者派遣実施記録表（別紙様式第1）及び作業日誌（様式適宜）を指揮命令者に提出し、作業の点検・確認を受けるものとする。
- (3) 派遣労働者は、業務委託を円滑に実施するために受注者の負担により名札（写真入り）を着用するとともに常時身分証明書を携帯するものとする。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、指揮命令者等と協議するものとする。
- (5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしいこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。

17 ボイラー諸元

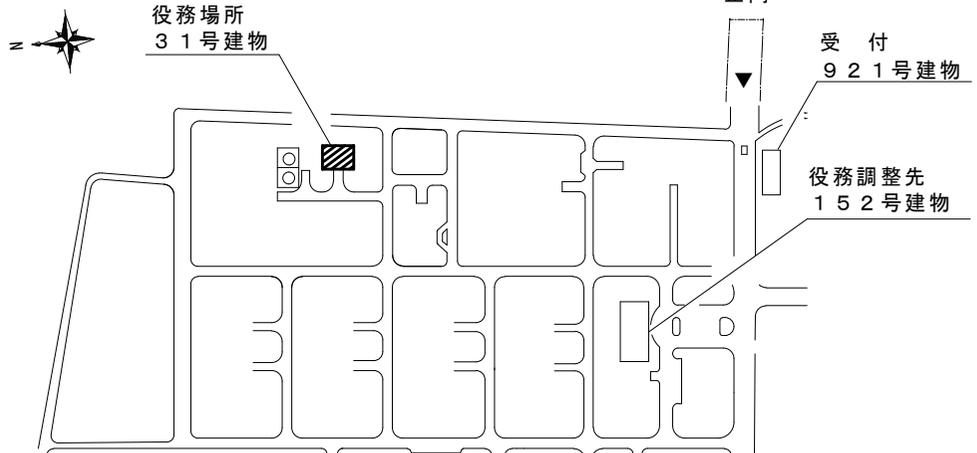
項目	仕様等
型式	川重冷熱工業 KS-50 (1, 2号共に。)
伝熱面積	64.3㎡
本体胴内径	直径2,100mm×長さ3,412mm
煙管内径管	内径47.6mm×長さ3,412mm 82本
管ステー	13本
炉筒内径	内径1,326mm×長さ3,980mm
最高使用圧力	0.98Mpa
使用燃種	重油
設置年度	平成7年設置

18 案内図



案内図 S=1:750

19 配置図



配置図 S=1:3,000

役務件名	(07) ボイラー監視員役務	図面番号	3/6
種別	仕様書(2)・案内図・配置図	縮尺	図示
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科	令和7年3月12日	

令和7年度夏季期間 休日(週休日)及び勤務実施予定表

夏期 6月1日～9月30日 日:日勤(7h45`)

日勤 0830～1715(7h45`) 休:休日

6月 日勤数:21日間 勤務時間:162h45`

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
氏名	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
派遣者	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日

7月 日勤数:23日間 勤務時間:178h15`

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
氏名	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
派遣者	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日

8月 日勤数:20日間 勤務時間:155h00`

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
氏名	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
派遣者	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	休	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	日	休	休

9月 日勤数:20日間 勤務時間:155h00`

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
氏名	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
派遣者	日	日	日	日	日	休	休	日	日	日	日	日	休	休	休	日	日	日	日	休	休	日	休	日	日	日	休	休	日	日

合計日数 84日間(6月2日～9月30日)

勤務時間 651h00`

役務件名	(07) ボイラー監視員役務	図面番号	4 / 6
種 別	令和7年度夏季期間 休日(週休日)及び勤務実施予定表	縮 尺	—
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科	令和7年3月12日	

ボイラー運転等業務作業マニュアル

1 修繕調査

修理申請書の確認

指揮命令者等から依頼された建物等の故障状況について、従事者の技量及び資材の範囲内で修繕可能か判断し、可能な場合は修繕する。なお、修繕不可能な場合は修繕方法を指揮命令者等に併せて報告する。

2 業務内容

(1) 運転管理業務

ア ボイラー運転及びボイラー室及び各機械室（ボイラー、ポンプ、熱交換器等）の日々の勤務要については、ボイラー勤務（日勤）業務要領のとおり実施する。

イ 各建物の機械室の弁類切替作業

ウ ボイラー本体及び付属装置の運転補助作業（計器類の計測及び点検・薬注装置・軟水器・還水槽・中和装置等の薬品注入・運転状況確認）

(2) 駐屯地内全施設の修繕業務

ア 蒸気、還水、冷温水管及びドレン配管の修繕（各種パッキン類・弁・蒸気トラップの交換、ストレーナー等の清掃含む。）

イ 冷房機器（コンベクター、FCU等）本体及び付属品の修繕

ウ 施設巡回点検

週2回程度駐屯地内を巡回し、建物等の故障の有無を点検し、故障を発見した場合、指揮命令者等に報告のうえ修繕方法を調整し修繕する。また、巡回点検の結果、修繕不可能な故障の場合は指揮命令者等に報告する。

エ 補修資器材整備

修繕に使用した資器材の整備を適時行う。

(3) その他

特に命ぜられた事項

役務件名	(07) ボイラー監視員役務	図面番号	5 / 6
種 別	ボイラー運転等業務作業マニュアル	縮 尺	—
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

ボイラー勤務（日勤）業務要領

- 08：20 朝礼（管理科事務室）
- 08：30 課業開始
ボイラーの状態を監視しながらボイラー運転を実施する。
中央監視盤にて冷房を実施する箇所及び空調機の作動状態を確認する。
※特にバルブについては、すべて少しづつゆっくり開けること。
- 08：35 浴場当番へ、午前中の浴場清掃の指示をする。
また、ボイラー運転時間の記録を実施する。
- 10：30 ボイラー水を採水し、缶水検査を実施する。
吸収式冷凍機（熱交換器）のデータ取りを実施する。
必要に応じて吸収式冷凍機（熱交換器）の運転台数を増減する。
- 12：00
） 昼休憩
- 13：00
- 13：05 浴場当番への午後の清掃及びサウナマットの用意等の指示をする。
- 13：10 各建物の機械室及び地下ピットの点検を実施する。
※地下ピットの点検は、必ず2名以上で実施すること。
- 13：30 ボイラーの状態を監視しながらボイラー運転を実施する。
- 14：00 外気温・内気温を確認し、日誌へ記入する。
- 15：30 浴場の機械室へ行き、主バルブを操作し使用濾過装置を確認する。
- 16：35 当直用の増加食を受領する。（月曜日、木曜日）
- 16：50 終礼（営繕班事務室）
- 17：10 浴場当番への入浴～終了までの指示をする。（入口の鍵施錠、電灯の入り切り等）
- 17：15 課業終了
指揮命令者に自身の体調や作業での異常の有無を報告する。

補足事項

各作業について、疑義や不明な箇所があった際は指揮命令者等に確認し実施すること。
また、作業をする際必ずヘルメット及び手袋を装着し、安全作業に徹すること。
作業を実施する際は、指揮命令者等からその都度説明を受けるものとする。

役務件名	(07) ボイラー監視員役務	図面番号	6/6
種 別	ボイラー勤務（日勤）業務要領	縮 尺	—
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		

労働者派遣実施記録表

調達要求番号		事業所		所在地 名称	栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地			
品名		契約相手方		所在地 氏名				
月日	曜日	作業内容	時間			作業者印	作業責任者印	確認印
			始業時刻	休憩時間	終業時刻			
/1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

上記のとおり労働者派遣作業が完了したことを確認する。

令和 年 月 日

検査官	所属	官職	氏名